

## 義務付け・枠付けの見直し（第4次見直し）に係る提案事項等一覧

【内閣府】

＜都道府県から基礎自治体への権限移譲＞

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
災害対策基本法	第68条 の2	第1項	<p>○自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与</p> <p>市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遣要請を行った際は都道府県に事後報告することとする。 【全国市長会】</p>	
		第2項		
		第3項		
自衛隊法	第83条	第1項		
災害対策基本法	第76条	第1項	<p>○緊急通行車両確認（通行許可）権限の指定都市への付与</p> <p>災害時の緊急通行車両の確認（通行許可）権限を指定都市に付与する。 【全国市長会】</p>	<p>大規模災害時における緊急交通路の交通規制（76条1項）に係る緊急通行車両の確認については、当該緊急通行車両を事前届出することによって災害発生時に迅速な確認ができることを各地方公共団体に通知する。</p>

## 義務付け・枠付けの見直し（第4次見直し）に係る提案事項等一覧

【文部科学省】

＜都道府県から基礎自治体への権限移譲＞

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第37条	第1項	<p>【市町村立学校県費負担教職員に係る給与負担等の移譲】</p> <p>地域の実態に合った教育を自主的、主体的に責任を持って行うため、市町村立学校県費負担教職員の人事権、給与負担、教職員定数に関する権限等については、既に任命権を持つ政令指定都市に対して、権限を一元化するため早急に移譲すべき。</p> <p>その後、政令指定都市以外の市町村における人事権と給与負担の在り方を地域の実情に応じて決定できるよう検討すべき。</p> <p>【全国知事会】</p>	指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担（市町村立学校職員給与負担法1条）、県費負担教職員に係る定数の決定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項）及び学級編制基準の決定（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項）については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。
	第41条	第1項	<p>○県費負担教職員の給与負担・必要額全額の財源の指定都市への移譲</p>	
	第41条	第2項	<p>○県費負担教職員の給与負担、及び必要な所要額全額の財源を指定都市に移譲する。</p> <p>【全国市長会】</p>	
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第3条	第2項	<p>○学級編制基準制定権、教職員定数権の市への移譲</p>	
市町村立学校職員給与負担法	第1条		<p>学級編制基準制定権及び教職員定数権を市に移譲する。</p> <p>【全国市長会】（政令市分）</p>	

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第37条	第1項	<p>【市町村立学校県費負担教職員に係る人事権の移譲】</p> <p>政令指定都市以外の市町村における人事権と給与負担の在り方を地域の実情に応じて決定できるように検討すべき。</p> <p>【全国知事会】</p> <p>○県費負担教職員人事権の市への移譲</p> <p>県費負担教職員の人事権を市（当面、中核市及び希望する市等を先行実施）に移譲する。</p> <p>【全国市長会】</p>	<p>中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担（市町村立学校職員給与負担法1条）、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権（地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項）、県費負担教職員に係る定数の決定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項）及び学級編制基準の決定（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項）については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。</p>
	第41条	第1項		
		第2項		
	第42条			
	第46条			
	第58条	第1項		
		第2項		
第59条				
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第3条	第2項		
市町村立学校職員給与負担法	第1条			
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第3条	第2項	<p>○学級編制基準制定権、教職員定数権の市への移譲</p> <p>学級編制基準制定権及び教職員定数権を市に移譲する。</p> <p>【全国市長会】（政令市分以外）</p>	
		第3項		
	第6条	第1項		
		第2項		
	第10条	第1項		
		第2項		

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
私立学校法	第9条	第1項	○私立幼稚園、認定こども園認可等権限の市への移譲  私立幼稚園及び認定こども園の認可等権限を、その財源も含めて市に移譲する。 【全国市長会】	私立幼稚園・認定こども園に係る権限（学校教育法4条1項、私立学校法9条1項、私立学校振興助成法9条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律3条）については、子ども・子育て関連3法の成立により、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付として「施設型給付」を創設し、市町村長が「施設型給付」の対象となる施設を確認するとともに、当該施設に対して勧告・命令等を行うことができることとする。 さらに、子ども・子育て関連3法の成立により、都道府県知事が処理している幼保連携型認定こども園に係る権限（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律3条）については、指定都市及び中核市の長に移譲する。 [措置済み(子ども・子育て支援法(平24法65)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66))] ]
私立学校振興助成法	第9条			
学校教育法	第4条	第1項		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条			
学校教育法	第13条	第2項	○市設置幼稚園閉鎖命令権限の市への移譲  市設置幼稚園の閉鎖命令に係る権限を市に移譲する。 【全国市長会】	

義務付け・枠付けの見直し（第4次見直し）に係る提案事項等一覧

【厚生労働省】

<都道府県から基礎自治体への権限移譲>

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
児童福祉法	第35条	第4項	【保育所の設置認可権限等の移譲】	
	第45条	第1項	保育所の設置認可権限、設置管理基準を定める権限、指導監督権限を市町村に移譲すべき。 【全国知事会】	
	第46条	第1項	○児童福祉施設設備・運営基準の条例制定権の権限移譲（都道府県・指定都市・中核市→市） (45条1項) 【全国市長会】	
		第3項		
	第4項			
私立学校法	第9条	第1項	○私立幼稚園、認定こども園認可等権限の市への移譲  私立幼稚園及び認定こども園の認可等権限を、その財源も含めて市に移譲する。 【全国市長会】	私立幼稚園・認定こども園に係る権限（学校教育法4条1項、私立学校法9条1項、私立学校振興助成法9条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律3条）については、子ども・子育て関連3法の成立により、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付として「施設型給付」を創設し、市町村長が「施設型給付」の対象となる施設を確認するとともに、当該施設に対して勧告・命令等を行うことができることとする。 さらに、子ども・子育て関連3法の成立により、都道府県知事が処理している幼保連携型認定こども園に係る権限（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律3条）については、指定都市及び中核市の長に移譲する。 [措置済み(子ども・子育て支援法(平24法65)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66))] ]
私立学校振興助成法	第9条			
学校教育法	第4条	第1項		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条			

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
児童福祉法	第12条	第1項	○児童相談所の設置権限の特別区への移譲 児童相談所の設置権限を特別区に移譲する。 【全国市長会】	都道府県並びに指定都市及び政令で定める市が処理している児童相談所の設置権限（12条、59条の4第1項）の特別区への移譲については、第30次地方制度調査会の審議状況、東京都と特別区の協議の結果を踏まえつつ、検討を行う。
	第59条の4	第1項		
民生委員法	第4条	第1項	○民生委員定数基準の条例委任 民生委員の定数について、都市自治体の実情に応じて、市長が決定できるようにする。 【全国市長会】	

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
医療法	第7条	第1項	○病院開設の許可権限等の希望保健所設置市への移譲	
		第4項		
	第7条の2	第1項	病院に係る許可、命令、取消等の権限を希望する保健所設置市に移譲する。 【全国市長会】	
		第2項		
		第3項		
		第4項		
		第5項		
		第6項		
	第8条の2	第2項		
	第9条	第1項		
		第2項		
	第12条	第1項		
		第2項		
	第16条			
	第18条			
	第23条の2			
	第24条	第1項		
	第27条			
第28条				
第29条	第1項			
	第2項			

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
薬事法	第39条	第2項	<p>○高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可権限の希望保健所設置市への移譲</p> <p>高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可権限を、希望する保健所設置市に移譲する。 【全国市長会】</p>	<p>都道府県知事が処理している高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業及び賃貸業の許可、管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出、医療機器の販売業者若しくは賃貸業者からの報告徴収及び立入検査、医療機器を業務上取り扱う者に対する廃棄等の措置命令、構造設備の改善命令及び使用禁止命令、医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する業務運営改善等の措置命令、医療機器の販売業若しくは賃貸業の管理者の変更命令並びに業務停止命令及び許可の取消し（39条2項、39条の3第1項、69条2項、70条1項、72条4項、72条の4、73条、75条1項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。</p>
	第39条の3	第1項		
災害救助法	第2条		<p>○災害救助法の救助主体への指定都市の位置付け</p> <p>災害救助法において、指定都市を救助主体として位置付ける。 【全国市長会】</p>	
	第44条			



義務付け・枠付けの見直し（第4次見直し）に係る提案事項等一覧

【農林水産省】

＜都道府県から基礎自治体への権限移譲＞

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
農地法	第4条	第1項	【農地転用許可権限の移譲】 2ha以下の農地転用許可を市町村に移譲し、4ha超の農地転用許可を都道府県に移譲すべき。 【全国知事会】	都道府県知事が処理する農地転用の許可、農地等の転用を伴う権利移動の許可（4条1項、5条1項）については、当該許可の迅速化を図るため、提出書類の簡素化などに関して、都道府県知事に通知する。
		第5項		
	第5条	第1項	○農地転用許可権限の市への移譲  農地転用許可権限を市に移譲した上で市の自治事務とするとともに、これに係る国との協議を廃止して報告とする。 【全国市長会】	
		第4項		
第51条	第1項			
農業振興地域の整備に関する法律	第4条	第1項	○農業振興地域の指定・変更等権限の市への移譲、農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等  農業振興地域の指定・変更等に係る権限を市に移譲する。 【全国市長会】	
	第5条	第1項		
	第6条	第1項		
	第7条	第1項		
	第13条	第1項		
		第3項		
第13条の2	第3項			

## 義務付け・枠付けの見直し（第4次見直し）に係る提案事項等一覧

【国土交通省】

＜都道府県から基礎自治体への権限移譲＞

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
土地区画整理法	第4条	第1項	<p>○土地区画整理事業施行認可権限等の市への移譲</p> <p>市が決定をした土地区画整理事業においては、認可権限を市に移譲するとともに、個人・区画整理会社による土地区画整理事業の施行の認可、土地区画整理組合の設立認可、換地計画の認可、及び個人施行による土地区画整理事業に対する監督に関する権限を市に移譲する。</p> <p>【全国市長会】</p>	
	第10条	第1項		
	第11条	第4項		
		第7項		
	第13条	第1項		
	第14条	第1項		
		第2項		
		第3項		
	第39条	第1項		
		第4項		
	第45条	第2項		
		第3項		
	第51条の2	第1項		
	第51条の10	第1項		
	第51条の11	第1項		
第51条の13	第1項			
	第2項			
第52条	第1項			
第55条	第1項			
	第3項			
	第4項			

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
		第8項		
		第12項		
	第86条	第1項		
	第97条	第1項		
	第124条	第1項		
		第2項		
		第3項		
	第125条	第1項		
		第2項		
		第3項		
		第4項		
		第5項		
		第6項		
	第125条 の2	第7項		
		第1項		
		第2項		
		第3項		
		第4項		
		第5項		

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
都市再開発法	第7条の9	第1項	<p>○市街地再開発事業認可権限の市への移譲等</p> <p>市が決定をした市街地再開発事業においては、認可権限を市へ移譲し、都道府県知事に協議する仕組みとする。</p> <p>「住宅市街地の開発整備の方針」、「市街地再開発の方針」、「臨港地区（重要港湾）」の決定権限を、希望する市に移譲する。 【全国市長会】</p>	<p>都道府県知事が処理している個人施行者又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立及び事業計画の認可、個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可並びに同事業に対する措置命令及び監督（7条の9第1項、11条1項から3項、50条の2第1項、72条1項、124条3項、124条の2、125条、125条の2）については、指定都市へ移譲する。</p>
	第11条	第1項		
		第3項		
	第50条の2	第1項		
	第72条	第1項		
	第124条	第3項		
	第124条の2			
	第125条			
第125条の2				
都市計画法	第15条	第1項	<p>一の市域内で完結する都市計画に係る「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を、指定都市及び希望する市に移譲する。 【全国市長会】</p>	<p>都道府県が処理している都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（6条の2）の決定等のうち、一の市域内で完結する都市計画区域に係るものについては、第30次地方制度調査会の審議状況を踏まえつつ、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整機能や関連する制度との整合性が確保される場合には、指定都市へ移譲する。</p>
	第87条の2	第1項		
都市計画法	第87条の3	第1項	<p>○用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲</p> <p>用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区に関する都市計画決定及び再開発等促進区を定める地区計画（3ヘクタール超）の都市計画決定権限を特別区に移譲する。 【全国市長会】</p>	

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
都市計画法	第78条	第1項	<p>○開発審査会の設置権限の希望市への移譲</p> <p>開発審査会を、希望する市において設置できるようにする。 【全国市長会】</p>	
都市計画法	第34条		<p>【市街化調整区域における開発行為について】</p> <p>①都市計画法第34条第11号で、概ね50戸以上の建築物が連たんしている地域は都道府県条例で定めることとしているが、これを市町村の条例で定めることとし、市町村において開発許可ができるようにする。</p> <p>②同条第12号の、「市街化を促進する恐れがなく、市街化区域内において開発が困難である場合は、都道府県の条例において定められた区域内において開発が可能」とされているが、これを市町村の条例で定めることとし、市町村において開発許可ができるようにする。</p> <p>③同条第14号に係る開発は、都道府県の設置する開発審査会を経て許可されることになっているが、その地域に居住するために必要な自己用住宅などの開発については、市町村の設置する開発審査会議を経て、市町村において許可できるようにする。 【全国町村会】</p>	

法律名	条	項	提案等の概要	閣議決定文
河川法	第10条	第1項	○二級河川管理権限の移譲 (都道府県→政令市)	
		第2項	二級河川の管理権限を指定都市に移譲する。 【全国市長会】	
		第3項		
	第16条 の3	第1項		
		第2項		
		第3項		
	第59条			